

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する 省令の概要に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果

令和3年1月12日（火）から2月10日（水）までの間、「動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令案の概要」に関して御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

1. 実施期間

令和3年1月12日（火）～2月10日（水）

2. 意見提出者数

e-Gov（電子）	郵送	合計（意見提出者数）	（参考）延べ意見数
342	19	361	562

※ 氏名、連絡先が未記載のもの、個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容のものなど、意見募集要領の要件を満たさない意見は無効とした。

3. 事項別の意見集計結果

提出された意見については、対象事項別に意見概要とその理由を整理し、意見に対する回答を別紙のとおり取りまとめた。省令案の事項別の意見の集計結果は以下のとおりである。

事項	意見の種類数
（1）指定の申請	328
（3）役員の選任及び解任	138
（6）登録関係事務規定の記載事項	56
（8）事故発生時の措置	15
（9）立入検査を行う職員の証明書	3
（10）登録関係事務の休廃止の許可の申請	1
その他意見	21

4. 寄せられた意見の概要、主な意見の理由及び意見に対する回答 別紙参照。

4 寄せられた意見の概要、主な意見の理由及び意見に対する回答

(1) 指定の申請

NO.	意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	意見数
1	定款は、絶対的記載事項のほか、相対的記載事項、任意的記載事項が記載されている場合があるため、それら全部を提出させるべき。	新しく取引を開始する際には、取引先の情報を収集し、信用調査を行ったうえで、取引を開始するか否かを判断する必要がある。具体的な調査方法としては、商業登記や不動産登記、決算書類や信用調査機関による調査報告書、現地調査を行う必要がある。 個人情報管理の上で、徹底的に細かく精査する必要がある	定款において、絶対的記載事項のほか、相対的記載事項や任意的記載事項の記載の有無に限らず、いずれの場合であっても、それ自体が定款として認証を受け、効力を生じているものであるという認識です。	2
2	貸借対照表の提出について、文中の「直前」を「直近3年分の」に修正すべき。	直前だけではクリーンな経営をしているのか見極める判断材料としては足りない、最低でも直近3年分の貸借対照表と財産目録の提出を義務付けるべき。	貸借対照表や財産目録は事業年度末等時点の資産・負債・純資産の財政状態を示すストックの概念による財務諸表です。このため、他法令等の規定を踏まえつつ、正式に確定している貸借対照表及び財産目録のうち一番直近のものの提出を以て足りると判断いたしました。	32
3	貸借対照表の提出について、「直前の」を「直近5年分の」に修正すべき。	クリーンな経営をしているのか見極めるには、最低でも直近5年分の貸借対照表と財産目録の提出を義務付けるべき。		2
4	貸借対照表の提出について、「直前の」を「直近6年分の」に修正すべき。	クリーンな経営をしているのか見極めるには、最低でも直近6年分の貸借対照表と財産目録の提出を義務付けるべき。		1
5	貸借対照表の提出について、「直前」ではなく「さかのぼって3年」なお事業開始が3年未満の場合のみ「2年もしくは1年」と修正すべき。	環境大臣に代わり業務を行う事業者が、どのような事業を行っているのかを知り得るのに直前の情報だけでは不足を感じます。かつ大規模な個人情報も取り扱う以上、細やかな審査を行ってほしい。		2
6	貸借対照表の提出について、直前ではなく過去何年間かの提出を求めるべき。	直前だけでは経営状態が把握できないため。		2
7	貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録に追加し、損益計算書、キャッシュフロー計算書も提出すること。	貸借対照表は、ある時点での企業の財務状況を示すもので、ある時点では正確に把握できない。 損益計算書は、その企業の業績が良いのか悪いのか、どのような状態なのかが一目でわかる。 キャッシュフロー計算書は、現金の流れと会社の体力がわかる。 これらの事から、直前の決算書だけでは、正確に把握する事はできず、企業の経営や財務の状態を正確に把握するには、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書の提出が必要で、財務諸表(決算書)は企業の実態を説明する為に作成される重要な書類である。		損益計算書は、期首から期末の一定期間におけるフローによる経営成績を表す財務諸表の1つですが、損益計算書上の当期純利益等は、貸借対照表の純資産に反映されるものなので、財政状態を確認するためには貸借対照表を以て足りると考えます。また、キャッシュフロー計算書も一定期間における現金等のフローを示した財務諸表であるため損益計算書と同様に求めることは不要と考えます。 また、キャッシュフロー計算書も一定期間における現金等のフローを示した財務諸表であるものの、貸借対照表における流動資産を確認すれば1年以内に現金化可能な資産が把握可能であり、損益計算書と同様に求めることは不要と考えます。

8	申請の日が令和3年4月1日から決算承認総会(例年6月に開催)までの間である場合、直前の事業年度の決算が確定していないことから、この場合には前々年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録を提出してもよいこととしていただきたい。	申請の日が令和3年4月1日から決算承認総会(例年6月に開催)までの間である場合、直前の事業年度の決算が確定していないため。	ご意見を踏まえ、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)」第2条第2号及び同条第3号に規定する「最終事業年度」の貸借対照表及び財産目録の提出とする旨修正いたします。	1
9	新規参入機関も申請ができるよう貸借対照表等、前年度分が必要な書類は全て新規設立法人の場合は免除とすべき。	新設のMC登録法人が参入することを想定していないため、新設の法人の場合は免除すべき。新規参入機関についてはペット業界と利益関係のない法人に限っていただき、公正な監査ができる体制を作るべき。	申請時に登録関係事務等を担うために適切な者を選定するためには、申請時において貸借対照表等の提出により財政状態等を把握することは必要だと考えます。	37
10	指定登録機関になった事業者の会社の沿革・変遷がわかる会社経歴を提出させるべき。	指定登録機関と繁殖業者が利益関係にあり癒着している場合、1.MC装着の有無や、2.犬猫の生年月日を偽って証明書を発行する恐れがある。1.については、頭数制限をごまかせなくなる・全頭装着にはかなりの費用がかかる(参考費用:動物病気で装着代 6000円前後と登録費 約1000円で1頭7000円位)、2.については、今年6月から完全施行となる動愛法22条の8週齢規制に違反していることを隠せなくなる(現在も6週前後の子犬猫が平然と流通販売されている)、が理由として考えられる。また不正を抑止するためにも、不正行為が発覚した場合は罰則に従う旨の誓約書の提出も必要だと思われる。そもそもこの省令は動愛法の中にあるものであり、大前提として動物の命・権利・福祉を守るために存在すべきものである。このMC義務付けが施行される意図を十分に理解した上で、業者が利益優先の悪質な生体販売を続けるための抜け道がない省令にしなければ意味がない。以上のことより、添付書類の追加記載と罰則の具体的明記を要望する。	登録関係事務を行う上で要件を満たすか確認するために必要な書類の提出を求めるものであるため、原案の添付書類で足りるものと考えております。 また、動物愛護管理法第39条の14に秘密保持に関する規定があり、登録関係事務に関して知り得た情報の漏洩の禁止や罰則適用について定めています。	7
11	登記事項証明書は、会社の商業登記の履歴事項全部証明書を提出する事。又、移転の場合は、閉鎖事項証明書も提出する事。不動産登記の全部事項証明書も提出する事。現地調査を実行すること。	現在事項一部証明書では、取得時点での有効な法人情報しか記載がない。 履歴事項全部証明書を提出することにより、3年前までの現在無効な過去の情報(移転前の法人住所、取締役・役員の氏名、任期、住所など)を確認することができ、閉鎖事項証明書を提出することにより、3年以上前の法人設立時からの履歴(吸収合併、所在地が別の管轄に移転など)を確認することができるため、法人設立時からの全ての背景を確認することができる。		2
12	『該当箇所』で示した「6)現に行っている業務の概要を記載した書類」の現に行っている業務の内容に「動物愛護活動」の追加を希望する。	環境大臣に代わり業務を公正に実施できる指定登録機関と定める以上、その機関が動物の愛護及び管理に関する法律を如何に正しく理解し、守り、実施しているかが重要だと考える。書面上はクリアしていても、本当に公正に実施できるかに疑問が残る。そこで現に行っている業務内容に動物愛護活動を行った記録を提出してもらおう。どのように動物愛護に貢献したかが分かり、機関への信頼度が更に明確になると考える。	動物愛護管理法第39条の10第1項において、指定登録機関は登録関係事務を行わせることができるとされており、確実に登録関係事務を実施できる者を選定する必要がありますが、動物愛護活動実施の可否を要件とすることは法律上求められている観点には含まれないと考えられるため、追加いたしません。	1

13	<p>「登録関係事務を行う組織、運営、その他実施体制」について、「実施体制」としか書いていないので、運営が問題なく遂行されるよう、また、環境省が必要とする事項を満たしていることが明らかになるように、必須のものについては具体的に記載することが重要ではないか。例としては、電話受付の人数、緊急を要する場合の対応(照会等)、自治体(迷子や保護)や警察(遺失物等)や動物病院や保護施設との連携方法、サーバー保守管理等を外部委託する場合の相手先の情報等が考えられる。</p>	<p>迷子犬猫の確保、飼い主の搜索、遺棄や虐待の防止など、マイクロチップ義務化の本来の目的を満たすために必要な情報と考えられるものについては、事前に把握することがもっとも重要であるため。</p>	<p>登録関係事務の認定に係る必要書類については公募要領で定めることとしています。</p>	1
14	<p>「情報セキュリティ及び個人情報保護の外部監査報告書」を追記してほしい。</p>	<p>大量の個人情報、また動物の命を適切に扱うため、申請が通った後ではなくて申請時・申請前に確認すべき。外部の監視調査、報告書から、施行するまでの安全なシステム構築実現の可否をはかり、承認する際にリスクの想定されるような不適切な団体を避けることができるため。</p>	<p>個人情報保護、情報セキュリティが適切かつ確実に担保され継続的に維持されることを示す客観的な保証として、個人情報保護に関する第三者認証(JIS Q 15001(プライバシーマーク))を取得していることを指定の要件とすることになります。</p>	41

15	プライバシーマーク取得は、数年の経過措置を設けるべき。	<p>プライバシーマーク取得には1年近くがかかると聞いている。プライバシーマークを施行時の要件になると、特定団体が独占する状況が高い確率で予想される。独占の結果、消費者利益が一切置き去りにされるというのは、動物愛護の主旨とは全く異なるうえに、公正・公平の観点から看過できるものではないと感じる。</p>		1
16	プライバシーマーク取得は、令和4年6月1日施行の取得とするべき。	<p>・プライバシーマークの取得には申請から認可まで少なくとも6か月かかるといわれている。 ・2020年4月から6月の間、緊急事態宣言により審査を停止していた。そのため、現状も審査に遅れが生じており、プライバシーマーク取得まで更に時間がかかる。 ・令和3年1月7日に緊急事態宣言が1都3県に発出され、対象地域も拡大していて、新型コロナウイルス感染防止の観点からも、必要要件の取得期日は、社会情勢も考慮し検討すべき。</p> <p>上記理由により、プライバシーマーク取得を公募申請時と限定すると、申請できる団体は特定の団体のみとなり不公平である。</p>	<p>プライバシーマークとは、個人情報保護が適切かつ確実に担保され継続的に維持されることを示す客観的な保証です。 ①個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している者を確実に選定できること、②指定直後から、指定登録機関は情報登録に関するシステムの構築を速やかに実施し、環境省データベースとの連携等の作業を実施いただくほか、個人情報を取り扱うために運営規則等を定めるなど、令和4年6月1日の施行に向け必要な検討を指定直後から行っていただく必要があります。このため、申請時にプライバシーマーク(JIS Q 15001)を取得している者であることを確認する必要があり、指定後にプライバシーマークを取得させるといった運用を行うことは不可能です。</p>	19
17	プライバシーマーク取得は公募の必須要件ではなくすべき。	<p>プライバシーマーク取得を公募申請時と限定すると、申請できる団体は特定の団体のみとなり不公平である。</p>		1
18	<p>●適切な安全管理措置に関する書類として下記の添付書類を追加すべき</p> <p>1 組織体制の整備 個人情報保護に関する責任者を決め、それぞれの部署の役割を明確にしている書類 個人データの取扱いに関するチェック体制や、事故発生時における体制の整備に関する書類</p> <p>2 規定類の整備 個人データの取得、利用、送信、保管、廃棄といった取扱いのフローごとに、手続きを定める書類</p> <p>3 個人データの取扱状況の一覧 個人データの項目、利用目的、管理方法等を記載した個人情報取扱台帳の書類</p> <p>4 施錠管理 個人データは施錠された保管庫等にしまう書の書類 作業中の伝票等を、机上に放置したままではいけない書の書類</p> <p>5 盗難等の防止 個人データを扱うパソコンの盗難防止対策の書類 執務室への人の出入りのチェックの書類</p> <p>6 個人データを持ち歩く時 持ち出しの記録を取る書の書類 漏えい、紛失等を防げる鞆で持ち歩く書の書類 電車内の網棚に置いたり、自動車に放置しない書の書類 個人データを持ったままの寄り道はしない書の書類</p> <p>7 雇用時の契約 従業員を採用する際、個人情報の取扱について契約等を交わす書の書類</p> <p>8 従業員の教育 従業員の役割を明記した規程を周知したり、定期的に研修を行う書の書類</p> <p>9 セキュリティ対策 ファイルや端末にパスワードをかけ、定期的に変更するかの書類 ウイルス対策の書類 情報にアクセスできる従業員を限定するかの書類 データ送信時には個人のデータの暗号化等を行うかの書類</p> <p>10 事故発生時についての書類 被害拡大の防止・事実調査、原因の究明・影響範囲の特定・事実関係、再発防止策等の公表・再発防止策の検討、実施・本人への連絡・個人情報保護委員会、認定個人情報保護団体等への報告</p>	<p>一般飼い主、悪徳業者の沢山の問題を無くす為のマイクロチップ装着です。マイクロチップは戸籍謄本と同じ役割である。そのデータを管理する会社が、動物取扱業と利益関係にある又は動物取扱業、ペットに係る団体や会社が指定登録機関に指定されてしまうと、不正の温床になり、信用性、透明性がなくなり、マイクロチップ装着の役割を果たす事が不可能になる。</p> <p>不正を働いているか否かは、環境省が求める書類では見抜く事ができない。</p> <p>データ入力不正、個人情報を守るには、その企業が健全で信頼できる事が求められる。</p> <p>従って、ペットに携わる団体、協会、会社、第一種、第二種動物取扱業は指定登録機関に指定するべきではない。</p> <p>適切な安全管理措置に関する書類としては、個人情報保護法、個人情報保護制度に書かれている。</p>	<p>省令案(1)指定の申請②「11)登録関係事務を行うに当たり個人情報保護及び情報セキュリティに関する計画を記載した書類」を提出させることを以て対応可能と考えます。</p>	1

19	<p>サーバー保守管理等を外部委託する場合には、相手先についても、代表者または担当責任者など略歴等の提出を求めるものとするべき。</p>	<p>個人情報の管理や情報漏洩、システムダウンなどが起こると多大な信頼を失い、また、大きな過失にもつながりかねないため。</p>	<p>外部委託の具体的な要件については、公募要領にて適切に定めてまいります。</p>	1
20	<p>要約 申請事に提出すべき書類、12)の「登録関係事務を行うに当たり必要なシステム構築及び保守運用(環境省データベースを含む。)に関する計画を記載した書類」と言う一文に「計画には環境省が別で示す事項について含める事」と追記する。</p> <p>意見 システムの構築に関する計画には、登録関係事務を行うシステムの基本機能の計画も含まれることと思うので、そのシステムの基本機能に以下に示す機能を必ず含めるように文言の追記と指定登録機関の公募時に含めるべき基本機能を環境省が示すべきであると考え。</p> <p>(1)ログ管理 いつ、誰が、どの登録データを閲覧したのか分かるよう参照履歴を残すこと いつ、誰が、どの登録データ内のどの情報を変更したのか分かるよう登録内容変更履歴を残すこと。また、登録変更前の登録内容も残るようにすること いつ、誰が、どの登録データを操作した際に不正操作エラーが出たか履歴を残すこと</p> <p>(2)不正操作エラー 犬猫の生年月日、犬種及び猫種、毛色などの動物の基本情報の変更時にはエラーが出るようにすること 不正操作エラーが発生した際は、特定の権限を持つ者が解除するまで不正操作をした者がシステムの操作を出来ないようにすること</p>	<p>個人情報漏洩及び、指定登録機関による不正行為抑止の観点から、システムの基本機能には(1)ログ管理(2)不正操作エラーなどの監視機能が必要であると思う。環境大臣に代わって登録関係事務を指定登録機関に任せるのであれば、登録関係事務に用いるシステムには、最低限ここまでの機能が備わっていなければならないという指標を示し、より公正に登録関係事務が実施されるよう環境省が指導監督すべきであると考え。</p> <p>また、このような履歴を残す事で指定登録機関に備付けが義務付けられている概簿の記載内容になるであろう「情報検索や問合せ件数」と突合させる事で、今後、立入検査が必要になった際にも役立てる事ができると考える。</p>	<p>省令案(1)指定の申請②、「12)の「登録関係事務を行うに当たり必要なシステム構築及び保守運用(環境省データベースを含む。)に関する計画を記載した書類」について、具体的に提出を求める内容は公募要領で定めることとしています。</p>	21

21	法人の沿革・変遷がわかる履歴書の提出を求めるべき。	<p>指定登録機関は、犬猫繁殖業者やペットショップと直接取引する機関であり、単に登録を管理するだけでなく、犬猫の安全と健康を確保する責務を担うべき。</p> <p>しかしながら、指定登録機関による登録内容の改ざんや、犬猫繁殖業者やペットショップによる虚偽の申告・登録を、指定登録機関がその正確性を精査することなく、そのまま機械的に処理し、登録してしまうことも考えられる。</p> <p>犬猫繁殖業者やペットショップと癒着関係にあり、利益相反の関係にあるMC登録機関は、公正な職務を遂行出来ず、透明性を確保出来ない可能性があり、そのようなMC登録機関による指定登録機関の申請は、承認しないことが望ましい。</p> <p>1. 2. 指定登録機関の指定を受けようとする法人とその役員がどのような沿革・変遷を辿ってきたか履歴書を提出することで、指定登録機関として適切であるかどうかを精査することを要請する。</p>	沿革や所在地変更等の情報は、動物愛護管理法第39条の10の指定登録機関の登録関係事務に直接関係がないため、提出を求めることは困難です。	6
22	過去2年以内に名称及び主たる所在地に変更があった場合には、その時期と旧名称と旧所在地を記載させるべき。過去1年以内に移転した場合には移転時の事由も記載させるべき。	認可を受ける目的のために名称や所在地を変更している場合があるため。また、名称や所在地の変更事由が公正なものか見極める必要があるため。信用性のある事業者が登録機関となるようにするため。		7
23	申請書に添付する書類に次の書類を追加してほしい。 ・マイクロチップ義務化前の繁殖犬猫の情報収集策とマイクロチップのデータを生かした一般家庭へ譲渡につなげる企画の提出。	マイクロチップ義務化前の繁殖犬、繁殖猫の情報の収集・マイクロチップのデータを活用して、一般家庭へ繋げるシステム構築を図っていただきたい。指定登録機関は、動物愛護の精神を持ち、動物の幸せを考える機関が指定登録されるべきだと考える。		1
24	添付書類に下記の企画書の追加を要望する。 1.繁殖引退犬猫の一般家庭への譲渡を促すための取り組みや計画を記載した企画書。 2.登録関係事務を行っていく中での動物愛護への考えや活動計画を記載した企画書。	<p>1.繁殖引退犬猫は動物取扱業者の飼養頭数に含まれているため、動物取扱業者の負担を減らすためと、繁殖引退犬猫の終生飼養の観点から、マイクロチップの情報を扱う登録機関でも譲渡の役割を担い、行政や動物取扱業者と連携して、一般家庭へ譲渡されるよう考えていただきたいため。</p> <p>2.環境省から選任された指定登録機関として、動物愛護・福祉・の知識をどの程度持っているか、また、その考えについて示す必要があると考える。</p>	動物愛護管理法第39条の10第1項において、指定登録機関は登録関係事務を行わせることができるとされており、確実に登録関係事務を実施できる者を選定する必要がありますが、譲渡等に関する内容を指定登録機関となる者に実施させるのは法律上困難です。	7
25	過去及び現在利益関係のある(あった)取引先の一覧表示を追加すべき。	指定登録機関はいかなる場合も公正でなければならないと考える。過去も含めて取引のある業者や団体の中に第一種及び第二種動物取扱業者などがあった場合、利益相反の関係から虚偽の申請(改ざん)を行う可能性が疑われる。それらを未然に防ぐ手段の一つとして過去の取引も含む全取引業者の確認をするため、一覧表の提出は不可欠と考える。	取引先等の情報は、動物愛護管理法第39条の10の指定登録機関の登録関係事務に直接関係がないため提出を求めることは困難です。	75

26	<p>下記の書類を添付書類に加えるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誓約書 マイクロチップの指定登録機関は情報改ざん等の不正をしないこと。 業務上知り得た個人情報 leaked、保持しないこと。 これらを守ることを明記したもの。 ・動物愛護法に基づき動物を尊重し不正をしない旨の誓約書 	<p>不正を事前に防止するため、規定や関係法令を遵守し、いかなる不正行為も行わない旨の「誓約書」の提出を添付することを要請する。</p>	<p>ご指摘の趣旨は、省令案(1)指定の申請②「14)登録関係事務に関して知り得た情報の管理(情報の安全性を確保するために必要な措置を含む。)及び秘密保持に関する計画を記載した書類」及び「15)登録関係事務に関して知り得た情報の漏洩が生じた場合の計画を記載した事項」において対応していきます。</p>	34
27	<p>下記の書類を添付書類に加えるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意書 誓約事項を遵守せず不正発覚時には、いかなる場合でも直ちに契約解除することを示したもの。 ・不正が発覚した際に罰則に従う旨の誓約書 	<p>マイクロチップの情報登録にあたり不正行為を抑止するため。</p>		18
28	<p>指定登録機関としての以下を示し、それに対し同意した証明となる誓約書を追加すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定登録機関(グループ会社、団体も含む)として過去に動物愛護法違反を行ったものがないこと。 ・今後、動物愛護法が改正された場合、指定登録機関(グループ会社、団体も含む)として、速やかに施行できる。 	<p>マイクロチップを利用する立場からマイクロチップ登録管理は本来、公的機関で行ってもらいたいと考えている。しかし、そうではないのであれば、それ相応の指定登録を希望している者、及び企業、団体がクリーンであることの証明はありとあらゆる物から確認したいと考えている。この誓約書は利用者である国民が目に見えるよう公開することを希望する。</p>	<p>ご指摘の趣旨は、動物愛護管理法第39条の10第4項第4号イにおいて、動物愛護管理法に違反等を行った者が役員に該当する者でないことが規定されており、当該規定で対応できると考えます。 また、仮に法改正がなされた際には、その内容を踏まえ、対応できるよう検討します。</p>	1
29	<p>動物の適正飼育、マイクロチップ適正管理に対する職員研修計画を求めるべき</p>	<p>マイクロチップの装着は、犬猫が適切に飼育されているかが管理できるようになる第一歩である。このマイクロチップの情報を管理する指定登録機関に生体販売で利益を得ている業者が関与すればデータを改ざんし、生体販売業者に有利なデータへ変更する可能性が高い。 役員を含む職員に動物愛護に関する研修をすることにより、職員の適正飼育に対する意識を高め、不正防止の一つとしたい。</p>	<p>ご指摘の趣旨は、省令案(1)②「10)登録関係事務を行う組織、運営、その他実施体制に関する計画を記載した書類」において対応可能と考えます。</p>	1

30	<p>【要約】 添付書類の追加、及びそれに伴う欠格条項(次項<1>から<4>)の追加</p> <p>【意見】 1、登録申請者・申請者の代表・役員全員が以下の欠格条項に該当しない主旨の誓約書 <1>申請者が法人の場合、役員に占める取り扱い業者の役員又は職員が二分の一を越えていること。 <2>申請者の代表が取扱業者の役員又は職員であること。 <3>取扱業者がその親法人であること。(申請者が株式会社の場合)</p> <p>2、登録申請者が<4>中小企業等経営強化法第27条第1号から第8号まで※1のいずれにも該当しない主旨の誓約書</p>	<p>現案では、環境省は「一般社団法人又は一般財団法人以外の者(第三十九条の十4項一)」でなければ指定登録機関の指定をしてはならないとあるが、その代表・役員が事業者であった場合、現案では支配についての要件がないため、認定機関と関係のある別法人の活動によって認定活動の公平性を損なう恐れが生じる可能性がある。 国指定の機関に求められる要件として「真正性」が重要であるが、現案においては立証する提出書類の義務付けや外部監査についての要件がなく情報管理機関としては不十分であると考えられる。 一例として、農林水産省・特許庁・厚生労働省・総務省の指定機関においては以下の支配要件に該当する場合は指定機関として要件を満たさないとしている。 <1>申請者が法人の場合、役員に占める取り扱い業者の役員又は職員が二分の一を越えていること。 <2>申請者の代表が取扱業者の役員又は職員であること。 <3>取扱業者がその親法人であること。(申請者が株式会社の場合) また、経済産業省においても「申請者事業者による支配を受けないこと」と明記。加えて情報処理支援機関に求められることとして<4>中小企業等経営強化法第27条第1号から第8号まで※1のいずれにも該当しないことの宣誓を要件としている。 上記の通り国指定の登録機関・検査機関・証明機関を指定する際と同等の要件・欠格条項について誓約書の提出を要望する。 同様に、中小企業等経営強化法第二十七条の全項目に該当しない主旨の誓約書の提出を要望する。</p>	<p>動物愛護管理法第39条10第4項の役員に関連する規定以上の要件を省令において定めることは困難です。</p>	1
----	--	--	--	---

(3) 役員を選任及び解任

31	<p>役員の「略歴」を「履歴」に修正すべき。 ・「役員の氏名及び経歴を記載した書類」に変更すべき。 ・略歴を訂正し、履歴書(写真添付)、職務経歴書の2通を提出すべき。</p>	<p>略歴では、一部の切り取られた背景しか分からない。 指定登録機関は、第三者機関として公正に判断しなければならないため、役員の経歴もしっかり国が把握すべき。 略歴とする事で、39条10の4項2の「登録関係事務以外の業務により登録関係事務を公正な実施ができない恐れがある」をすり抜ける懸念がある。 登録データに基づき指導、監督される立場である第一種動物取扱業との繋がりの強い経歴のある人物が、登録データの管理機関の役員であることは不適切。過去に遡り、第一種動物取扱業との繋がりの度合いを確認し、適任であるか判断するために必要と考える。</p>	<p>役員の略歴は、補完的な提出書類であるため、他法令の例も踏まえ、履歴まで求めることはしていません。なお、役員の欠格要件が明記された規定は、動物愛護管理法第39条の10第4項第4号にあり、これに該当しないことの役員の申述書を別途提出させることとなっています。</p>	84
32	<p>「動物取扱関連企業および団体の役員は選任の対象としない」ことを入れるべき。</p>	<p>マイクロチップのデータが、動物取扱業者の違法行為の証拠となる場合があるため。</p>	<p>動物愛護管理法第39条の10第4項第1号において、一般社団法人又は一般財団法人以外の者を指定してはならないと規定されており、法律の規定以上の要件を省令において定めることは困難です。</p>	35
33	<p>指定登録機関として認可する場合は、ペット業界と利害関係のある団体は対象外としてほしい。</p>	<p>問題視されている繁殖業者、オークション業との関わりがある以上、公正な業務が行われるか疑問。法改正、数値規制により前進するためにも、厳しい審査を行い、クリーンな団体のみとしてほしい。</p>		4

34	業界トップがマイクロチップを管理する部門を新たに作るべき。	民間ではなく、環境省の元でクリーンに第三者機関を作ることが重要と考える。また、不正がないようにクリーンに機能しないと意味がないと考える。	動物愛護管理法第39条の10第4項第1号において、一般社団法人又は一般財団法人以外の者を指定してはならないと規定されており、法律の規定以上の要件を省令において定めることは困難です。	1
35	既に指定登録機関に任せるようにパブリックコメントには書いてあるが、動物愛護法には、環境大臣が、指定登録機関に行わせる事ができるとなっている。行わせるでは無い。故に、公的機関がマイクロチップを登録、管理を運営しても良いと考える。	社会的信用や継続的信用度が、低い民間団体より、マイクロチップを扱うと言う、全国民が信用する機関ならば、公的機関の方がより高いと思うからだ。	指定登録機関に登録関係事務を担わせることで、情報セキュリティや個人情報保護について、より専門性を担保し情報の管理が行えるものと考えています。また、環境省は指定登録機関に対して監督し必要に応じて命令を行うこととなります。このように、指定登録機関に全てを委ねる訳ではなく、主務官庁である環境省の監督下において管理運営されるものであり、国民の皆様の信用が得られる運用を行うよう努力していきます。	14

(6)登録関係事務規定の記載事項

36	<p>(1)登録関係事務を行うに当たり遵守すべき事項を追加し、下記の項目を含めること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己または第三者の利益を図り登録データの改ざんなど不正な行為を行わないこと ・自己または第三者の利益を図り他者から金品、飲食等の利益供与を受けないこと <p>(2)懲戒に関する事項を追加し、遵守すべき事項に違反した場合の懲戒について規定すること</p> <p>また、(1)(2)についての適応範囲は役員(代表理事を含む理事)、構成員(社員)、従業員(派遣、パート、バイトを含む)など指定登録機関に関係する全ての者とすること</p> <p>(3)公益通報者の保護に関する事項を追加すること</p>	<p>10月7日に開催された動物愛護部会の資料6「指定登録機関の指定要件に係る検討の方針について」の「基本的な考え」の4には「行政機関の業務の適切な遂行に寄与するため、ブリーダー、ペットショップ等の第一種動物取扱業者を指導・監督する都道府県・政令指定都市や、狂犬病予防法の特例措置に係る市町村、その他環境省、警察等の公共機関からの問合せ等に適切かつ確実に対応する必要がある。」との記載がある。</p> <p>このような重要な役割を担うマイクロチップの登録データ内容が万が一、改ざんなどされていた場合、行政機関の業務の適切な遂行に大きな影響を及ぼす為、指定登録機関による登録データの改ざんなどの不正は絶対に許されるべきではない。</p> <p>本来ならば動物愛護法の第6章罰則に指定登録機関による登録データの改ざんなど不正に対する罰則があつて然るべきと思うが、現在指定登録機関の不正に対する罰則は無い為、登録関係事務規程内に不正防止にかかる規定(1)とその罰則(2)が必要不可欠であると考え。</p> <p>また、(3)の公益通報者保護については、不正を発見した者が内部告発を躊躇う事の無いように、内部告発をした事で通報者が不当解雇などの不利益を被らないよう守る為の公益通報者保護法の存在を規程内で示し、会社がより公正に登録関係事務業務を実施できるようにすべきであると考え。</p>	<p>動物愛護管理法第39条の14に秘密保持に関する規定があり、登録関係事務に関して知り得た情報の漏洩の禁止や罰則適用について定めており、ご指摘の点は担保されているものと考えます。</p> <p>なお、公益通報に関しては、公益通報に関する法令等があることから、本省令で規定する必要はないと考えます。</p>	50
----	--	--	---	----

37	「登録関係事務に関して、マイクロチップデータを改ざん、消去など不正を防ぎ、安全性を確保するために必要な措置に関する事項」をつけ加える	<p>数値規制が導入されれば、指定登録機関が取り扱うマイクロチップのデータからも第一種動物取扱業者が愛護法を遵守しているか否か確認ができるようになる。それはデータを改ざんすれば、違法ではあるが、その発覚を免れることができる業者が存在することになるともいえる。</p> <p>また既存の登録機関には数値規制をかけられる対象となった第一種動物取扱業者やペット業界に近く、便宜をはかりやすい教唆と幫助に陥りやすい関係であることも重視しなければならない。</p> <p>改ざんによりどんな不正がまかり通るか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢の改ざんにより長く繁殖させる ・登録のあるデータを消滅させることにより、特に子犬子猫の外部的要因による死亡の事例の発覚を免れ、流通過程その他の問題が表面化しにくくなる。もしくは繁殖犬猫をそもそもいないこととし、経費削減のために早めに死なせることなども発覚しにくくなる。 <p>指定登録機関がおかす事故として個人情報に係ることだけとせず、データの管理に係る事故も想定する必要があると考える。前者は個人情報保護法違反、後者は動物愛護法違反ならびに教唆罪、幫助罪。どちらも犯罪行為である。個人情報に係る措置しかなかったため、登録事務の安全性に係る措置も同様に必要だと考え要望した。</p>	動物愛護管理法第39条の14に秘密保持に関する規定があり、登録関係事務に関して知り得た情報の漏洩の禁止や罰則適用について定めており、ご指摘の点は担保されているものと考えます。	1
38	登録関係事務を行うに当たり必要な内部不正防止策に関する事項を追記すべき。	不正を防止する為、機関統括する者を内部不正防止に対しての責任者とし、定期的に内部不正防止策を見直しより良いものにしていくようにして頂きたい。	ご指摘の趣旨は、省令案(1)指定の申請②「14)登録関係事務に関して知り得た情報の管理(情報の安全性を確保するために必要な措置を含む。)及び秘密保持に関する計画を記載した書類」及び「15)登録関係事務に関して知り得た情報の漏洩が生じた場合の計画を記載した事項」において対応可能と考えます。	1
39	動物を尊重し不正を行わない旨の誓約書を指定登録機関で働く者全員が書く等仕事開始時に行う事項を追加すべき。	不正を防ぐ為、指定登録機関で働く全員に仕事開始前に不正を行わない旨の誓約書を書いて頂きたい。		1

(7) 登録関係事務に関する帳簿の備付け等

40	指定登録機関は、次の各号に掲げる事項を記載した法第三十九条の十五に規定する帳簿を作成し、登録関係事務を廃止するまで保存しなければならないこととする。	廃止するまで保存し、その後の処理を明確に記すべき。	登録関係事務の実施にあたり、日々の業務の詳細事項については、指定登録機関において自ら記録等をいただくべきものであり、詳細事項については、省令で定める帳簿の備付けに記載すべき事項ではないと考えます。	1
41	問い合わせ内容を明確に記帳する事を追記すべき。	どのような問い合わせ内容を把握するべきで、件数だけでは問題を改善する事ができない		1
42	件数だけでは実績としても、調査にもならず、今後の動物愛護管理行政に活かすこともできないのではないかと。重要且つ、より具体的な項目を報告すべきである。追加希望項目については、問い合わせ元(一般飼い主・自治体・警察・動物病院・保護施設・動物取扱業者・その他)、動物種(犬・猫・その他)、内容(新規登録または変更・逸走・保護・遺棄虐待・その他)などが考えられる。	多くの情報が集まることもあり、項目別に整理し、帳簿にまとめておくことはとても重要。今後の動物愛護管理行政に活かせる可能性がかなり高いため。		1

(8) 事故発生時の措置

43	事故発生時には「業務を直ちに停止すること」を追記していただきたい。	さらなる事故(二次被害)を防ぐため。 安全かつ信頼のある業務を行っていくため。	ご指摘の趣旨は、省令案(1)②「15」登録関係事務に関して知り得た情報の漏洩が生じた場合の計画を記載した事項」において対応可能と考えます。	1
44	指定登録機関と業者の癒着により、運用が公正に行われぬ事態を抑止するため、省令案に「罰則」の項目を追加していただきたい。	指定登録機関を民間業者に委ねるということは、特定の業者との間で利益を優先した登録業務が行われる事態を前もって想定しておく必要がある。 マイクロチップは人間でいう「戸籍」と同じ意味合いを持つものです。その為、マイクロチップに登録される情報は、公正かつ慎重に取り扱わなければならない事は言うまでもありません。本来であれば、その「戸籍」を管理するのは民間ではなく行政であってしかるべき。環境省は、不正を徹底的に監督し、指定登録機関の運用が健全に行われるためのガイドラインを抜け道のない、実効性のあるものに定めることが必要。省令案に「罰則」の記載がないのは、悪質な業者と登録機関の癒着を野放しにするのと同じではないか。マイクロチップは電子版帳簿と捉えることができると考える。よって、帳簿を備えず記載せず、虚偽の記載をし、保存をしなかった者に相当する罰則を設けることが適当である。	動物愛護管理法第39条の16(監督命令)、第39条の17(報告)、第39条の18(立入検査)の規定に基づき、実務上担保されていくものと考えます。	2
45	下記のように変更していただきたい。 ・指定登録機関は、漏えいその他保有個人情報の管理に係る事故および登録関係事務、情報改ざん、抹消その他不正に係る事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちその旨を環境大臣に報告しなければならないこととする。	数値規制導入後は、マイクロチップの情報からも動物取扱業が愛護法を遵守しているかを確認できるようになり、情報を改ざんすればその発覚を免れるようとする業者が出てくるためと、また、既存の登録機関には数値規制の対象となる動物取扱業と深く繋がっているため、情報の管理に係ることも事故として考える必要があると考える。		4
46	漏えい及び不正に登録がなされた場合、報告のみならず登録機関指定の取り消しや罰則の措置を設けるべき。	民間の業者に登録を委ねることは、不正のリスクが高いと思う。生後49日以前での販売取引、管理が行き届かない虐待飼育による利益追求型の繁殖業者による圧力などによる個人、犬猫に不利益が被ることも視野に入れて、厳しい基準を設けていただきたい。	動物愛護管理法第39条の20に指定の取消しに関する規定が、第44条の2、第47条の2において罰則に関する規定が設けられています。	7
47	事故発生時の措置を事故・内部不正発生時の措置とするべき。内部不正があった場合、不正した者を解任するべき。指定登録機関内で内部不正が3回あった場合、その機関は解任し別の新しい機関を指定登録機関とするべき。	内部不正を防止する為。	動物愛護管理法第39条の20(指定の取消し等)において、指定の取消等に該当する事由が規定されており、取消し事由の内容が省令に委任されていないため、省令で追加的に規定することは困難であると考えます。	1

(9) 立入検査を行う職員の証明書

48	立入検査を行う職員に動物愛護専門職員の同行を追記すべき。	政府に関係のある職員だけだと忖度し、利益関係のあるペットショップや繁殖行者に有利な判定をしてしまう為。	動物愛護専門職員が具体的に何を指すかが明らかではないですが、動物愛護管理法第39条の18第1項(立入検査)においては、環境省の職員に検査等させると規定されており、環境省職員以外に検査を実施させることは法律上困難です。	1
----	------------------------------	---	--	---

49	環境省又は環境省が指定した機関により、事前報告なしの立入検査を年に一度行うことを追加項目として挙げるべき。	運営方法に問題がないか等の監査が必要と考えるが、事前に通告すると、それ様に準備が可能となるため、事前に通告する事なく立入検査を行うべきだと考える。 又、運営方法に問題があった場合の指定登録機関取消の措置等も記載するべきだと考える。	動物愛護管理法第39条の18(立入検査)の規定に基づき、指定登録機関を適切に監督していきます。	1
50	証明書並びに回数を年1回以上行うこととし、必要に応じて臨時に事前通告なしに行うことができるようにするべき。	法三十九条を侵していないかどうか、事前に検査し、抵触の段階で指導管理が行われるようにする。		1

(10)登録関係事務の休廃止の許可の申請

51	休止又は廃止の理由にマイクロチップ登録偽造により、動物関連会社又は団体又は個人との利益相反が認められた際には、速やかに公文書偽造等での捜査を開始する様環境大臣は関係各所に取り計らわなければならない。を追加すべき。	マイクロチップ運用にあたっては、人間が生体販売により利益を享受することは、装着を義務付けられた動物の虐待に繋がると考えられるため、厳格に処罰する必要がある。	動物愛護管理法第39条の18第3項(立入検査)においては、立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない旨規定されています。捜査については、警察等の権限であり、環境省での実施は困難です。	1
----	--	--	--	---

その他意見

52	現在民間で実施されているマイクロチップに係るデータについて、情報管理を一本化する為、環境省が指定する登録機関が決定した際は、これらの個人情報、犬猫の情報を環境省が指定する登録機関に移行する事とする。又、環境省が指定する者以外がマイクロチップの情報登録、管理をしてはならない。	現在マイクロチップ情報、管理している3団体があるが、令和4年6月から義務化され指定登録機関が指定されると、令和4年6月からの情報、登録は指定登録機関での情報登録になる。 それでは、義務化以前の情報を指定登録機関で検索する事ができない。 情報のデータは一つの機関でデータを管理するべき。	既存データに関するご意見であり、本パブリックコメントの範囲外のご意見であるため、ご意見として頂戴します。	1
53	不正に加担した動物病院(獣医師を含む)の罰則を追加すべき。	指定登録機関と事業所・動物病院(獣医師を含む)などの繋がりが深い場合、不正が起こる事が考えられる。不正を防ぎ、動物達を守る為にもしっかりとしたチェック体制が必要だと考える。動物病院(獣医師を含む)に関しては、事業所が経営している動物病院や繋がりが深い動物病院の場合、不正に加担する、させられる場合があると思う。不正を起こさせない為にも動物病院や獣医師自身にも何らかの罰則が必要かと考える。最後に事業者と繋がりのある業者が指定登録機関に認定されない事を切に願っている。	動物病院に対する罰則を規定することは、今般の省令とは直接関係がなく、また、法律ではなく省令により罰則を規定することは不可であるため、対応は困難です。	1
54	申請書類は全て閲覧できるようにすること。	一般家庭の犬猫のマイクロチップ装着にあたり飼主が登録事務機関を選ぶことができるよう情報を開示すべきと考える。環境大臣から認可を受けただけでは不十分であり、国民には指定登録機関の情報を知る権利があると考え。	申請書類の閲覧は予定しておりませんが、指定登録機関も含めたマイクロチップ制度の適切な周知に努めます。	11
55	指定登録機関について、対象機関が動物愛護に適した機関であることの有無を適切に判断するための審査基準や誓約書を求めるべき。 現在、候補に上がっている企業は、動物愛護が希薄な機関である。	マイクロチップに関する情報集約は、国自治体機関で専門の部署を作り管理運用しなければ、保健所で収容された迷子動物の照会が迅速かつ適切に行うことができない。 マイクロチップの装着管理が、ペット業界の営利目的に使用されては何のための動物愛護法なのか意味がない。 ペット業界へ利益もたらす為の法律にも見える。 業界との癒着等が疑われないよう、公平公正な仕組みにしてほしい。	動物愛護管理法第39条の10第1項において、指定登録機関は登録関係事務を行わせることができるとされており、確実に登録関係事務を実施できる者を選定する必要があります。ご指摘の「動物愛護に適した機関」の指すところは定かではありませんが、法律上求められている観点とは異なる基準等の追加は困難です。	2

56	入力データは随時環境省に届くようなシステムとすること	一般企業でも個人情報漏洩、ログ管理、不正操作エラー等監視機能は最低限備えたシステムを構築しており、環境大臣にかわり指定登録機関に登録関係事務を任せるのであれば、不正防止、コンプライアンス上最低限必要項目項目である。不正の早期発見と指定登録機関への立ち入り検査の際役立つ項目と思う。	情報セキュリティの具体的な要件については、公募要領にて適切に定めてまいります。	1
57	2.不正操作エラーの情報をシステムから自動で環境省に通知が行くようにすること。	意見の通り。		1
58	計画には環境省が示す事項について含める事とし、基本の対策として、1、2、は義務化にしてほしい 1 ログイン時は、2段階認証 2 不正ログイン対策として 1 パーミッション(ディレクトリやファイルへのアクセス権限)の設定 2 ファイアウォールや侵入防止システム(IPS)の導入 3 不正検知システムの導入	不正アクセスへの対策は被害が発生する前に可能な限り行う事と書いてあえう。事業者には全部の計画をゆだねるのではなく、基本対策は環境省で決めて頂きたい。	情報セキュリティの具体的な要件については、公募要領にて適切に定めてまいります。	1
59	その他に追記してほしい。 指定登録機関に指定する際は、添付書類と相違はないか現地調査(環境省)を行う 指定登録機関に指定する際は、信用調査機関(環境省指定機関)、第三者による外部監査(環境省指定機関)を行う 第三者による外部監査(環境省指定機関)は、申請時又は指定登録機関に指定された後も毎年、外部監査(環境省指定機関)を行う	現地調査を行う事で、虚偽を防ぐ事ができる。又、その他の企業でも、新しく取引を始める時は、商業登記や不動産登記、決算書類や信用調査機関による調査報告書、現地調査を行う事がある。 環境省指定の登録機関になるのだから、信用調査機関による調査、現地調査は必須であると考ええる。 外部監査は、重要な個人情報を管理するのだから、第三者の目が必要で、不正、虚偽、健全に経営しているかは徹底するべきである。 又、動物愛護部会で配布された資料にもあるように、「大規模な個人情報を取り扱う事から、個人情報保護、情報セキュリティが適切かつ確実に担保され、継続的に維持される事を示す、客観的な保証が必要」とある。 愛護部会でも指摘されているのですから、信用調査機関、現地調査、外部監査により保証されるべき。	指定を行う際の立入検査については、動物愛護管理法上規定されておりませんが、指定登録機関に対する立入検査規定に基づき、ご指摘の点は必要に応じて確認することが可能であり、仮に虚偽の陳述等を行うと罰金に処せられる可能性がある仕組みになっています。	2
60	指定登録機関を複数団体で行う場合、団体間の情報共有はなされるのか。 これが成されなければ、全ての条件を満たした上で環境省が指定しても、本来のマイクロチップ制度の意味を成さない と考える。 情報共有する事を義務付け、共有する術を予め定める必要がある。	迷い猫犬を保護したとして、複数ある指定登録機関の内の一団体に問い合わせたとする。そこでの登録が無く、飼い主不明となる。 実は別の団体にてその個体の番号が管理されていた。 この場合、団体間で確認できなければ、マイクロチップが装着されているにも関わらず、飼い主不明となり、この個体を救うことができない。 こんな馬鹿げた事態にならぬよう、情報共有の方法と義務付けを制度として設けるべきである。	動物愛護管理法第39条の10第5項では、指定登録期間が2以上ある場合には相互に連携を図らなければならないことが規定されています。なお、施行後に登録された情報は、環境省のデータベースに一元化されることから、指定登録機関の違いにより管理情報が異なることは想定しておりません。	1